

塩釜漁港の指定施設（物揚場，岸壁，護岸及び栈橋横泊地）
に係る指定管理者の指定について

- 1 施設概要 施設名 塩釜漁港の指定施設（物揚場，岸壁，護岸及び栈橋横泊地）
所在地 塩竈市新浜町一丁目地先（物揚場，岸壁，護岸及び栈橋横泊地）
- 2 募集期間 令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 1 5 日まで
- 3 応募団体（1 団体） 塩竈市観光物産協会
- 4 審査日程 第一次審査（書類審査） 令和 3 年 9 月 1 6 日から
令和 3 年 9 月 2 8 日まで
第二次審査（ヒアリング） 令和 3 年 1 0 月 1 4 日
- 5 審査方法 令和 3 年 1 0 月 1 4 日に宮城県水産林政部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条に規定する選定基準により、下記項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を踏まえた管理運営方針となっているか。 人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。 施設の維持管理計画が適正であるか。 現金の取扱い等、使用料の管理は適切であるか。 利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。 利用者の増加に向けた取組がなされているか。 事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。 防犯及び防災に対する対応体制が適切か。 個人情報保護の考え方は適切か。 情報の管理体制は適切か。 	40 点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。 安定的な運営が可能となる経理的な基盤を備えているか。 施設の管理実績は十分か。 事業に対する取組姿勢は適正か。 	40 点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。 宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。 施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。 	20 点

6 選定委員の氏名等

	氏名	所属・職
委員長	石田 幸司	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
副委員長	伊藤 栄明	宮城県小型船安全協会会長
委員	大越 和加	東北大学大学院農学研究科教授
委員	斎藤 まゆみ	有限会社まるきた商店代表取締役
委員	鈴木 昌寿	宮城県水産林政部副部長（技術担当）

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	合計	平均	摘要
塩竈市観光物産協会	計画の内容及び実現性	24	28	29	30	111	27.8	指定管理者候補者
	申請者の能力	26	26	28	28	108	27.0	
	収支計画	12	12	12	12	48	12.0	
	合計	62	66	69	70	267	66.8	

※委員 1 名は審査に不参加。

8 指定管理者候補者の指定管理収支計画 5年間合計

収入総額 6, 549, 000円 (うち県指定管理料 6, 549, 000円)

支出総額 6, 549, 000円

9 指定管理者候補者

団体名 塩竈市観光物産協会

代表者名 会長 水野 暢大

所在地 宮城県塩竈市海岸通15-1

10 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

11 選定理由

- (1) 管理運営を行う人員体制が適切に計画されている。また、異常発生時に連絡が取れるよう関係機関と緊急連絡網を整備し、迅速に対応できる体制を確保するとともに、事故発生時に迅速に対応するため危機管理マニュアルを作成することとしているなど、適正な計画であると認められた。
- (2) 当該団体は、現在も当該施設の指定管理者として適正に管理を行っているなど、指定管理者としての能力を十分有していると認められた。
- (3) 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

12 指定管理者の指定

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和3年11月県議会の議決を経た上で、令和3年12月15日に指定管理者に指定した。